

国際ロータリー第 2550 地区運営指針

前 文

国際ロータリー第 2550 地区は、本地区の効果的運営を目的とし、「ロータリー章典（Rotary Code of Policies）」と「ロータリー財団章典（Rotary Foundation Code of Policies）」に基づき、以下の通り本地区の運営方針及び管理手続きの基本を定め、「国際ロータリー第 2550 地区運営指針」とする。

第 1 条 定義

本条の語句は、本地区運営指針で使用される場合、他に明確に規定されない限り、次の意味をもつものとする。

- 1) 本地区：国際ロータリー第 2550 地区
- 2) RCOP：ロータリー章典（Rotary Code of Policies）
- 3) 運営指針：国際ロータリー第 2550 地区運営指針
- 4) RI：国際ロータリー
- 5) Object of Rotary：ロータリーの**目的**
- 6) 組織規定文書：国際ロータリーの定款および細則、ならびに標準ロータリークラブ定款
- 7) ガバナー：国際ロータリー第 2550 地区ガバナー
- 8) クラブ：国際ロータリー第 2550 地区のロータリークラブ、ローターアクトクラブ
- 9) ロータリアン：国際ロータリー第 2550 地区のロータリークラブの正会員
- 10) DLP：地区リーダーシップ・プラン
- 11) CLP：クラブ・リーダーシップ・プラン
- 12) PELS：会長エレクトラーニングセミナー
- 13) 財団：国際ロータリーのロータリー財団

第 1 章 地区の役割・役員及び地区チーム

第 2 条 地区の役割（RCOP17.010.1）

本地区とは、国際ロータリーの管理運営のために、RI 細則に従って RI 理事会によって設けられた地理的な境界内、即ち、栃木県内にある全てのクラブのグループである。本地区の活動およびその組織は、個々のクラブが「Object of Rotary」を推進するのを援助することを唯一の存在目的とするものであり、地区レベルにおいてクラブやロータリアン一人ひとりが提供するサービスを減殺するようなことがあってはならない。

第 3 条 地区ガバナー

RI 細則第 12 条「ガバナーの指名と選挙」に基づき就任するガバナーは、RI 理事会の一般的な指揮、監督の下にクラブの指導・監督の職務を行う本地区内唯一人の RI 役員である。ガバナーは、クラブを指導監督するに当たって「Object of Rotary」を推進し、クラブを支援する事を任務とする。ガバナーの具体的任務は、RI 細則第 16 条「ガバナー」、16.030.「ガバナーの任務」の規定による。

第 4 条 地区の組織と管理運営

ガバナーは、本地区の組織と管理運営に関し、「地区リーダーシップ・プラン DLP」RCOP17.030.1 から 17.030.3. の条項に準拠し、本地区独自の DLP を開発し、これを採択するものとする。

ガバナーは、地区の管理運営とクラブ支援のため、DLPに基づき、ガバナー補佐及び地区委員会と共に地区チームを編成するものとする。

第5条 DLP 導入の目的

本地区 DLP は、次の事項を提供することにより、地区及びクラブ・レベルの両方に於いてロータリーを充実化・活性化することを目的とする。

- a) より迅速で必要に適合したきめ細かいクラブへの支援
- b) 十分な研修を受けた地区指導者の育成の機会
- c) より幅広く、充実した分野で活動できる地区指導者育成の機会
- d) 財団プログラムや地区レベルの RI プログラムへの参加機会の増大
- e) 革新的な指導者としての地区ガバナーにとってさらに取り組みがいのある役割

第6条 ガバナー補佐 (RCOP17.030.1)

1) ガバナー補佐の任命及び任務

本地区内にガバナー補佐を任命し、クラブ運営に関連したガバナーの管理業務の一部をガバナー補佐が遂行するものとする。ガバナー補佐の任命は本条 4) 記載の各グループ当 1 名とし、各グループよりの推薦を勘案してガバナーエレクトにより、当該年度の始まる 1 年前までに任命され、地区ラーニングファシリテーターのもと充実したロータリーの研修を受ける。任期は 1 年とする。

ガバナー補佐は、ガバナーの地区運営および指定されたグループ内クラブの運営に関してガバナーを補佐する責務を担う。ガバナー補佐は、指定されたグループ内のクラブに対して、下記のような支援を行う責任がある。

- a) 次期クラブ会長と会い、毎年 CLP の見直しを行い、クラブの目標について協議し、検討するにあたって助力する。そして、各クラブがロータリークラブ・セントラルに目標を入力し、監視することを奨励する。
- b) クラブ・リーダーシップ・ラーニングセミナー直後と公式訪問前に開催されるクラブ協議会に出席し、**各クラブがロータリークラブ・セントラルに入力した目標**に対する進捗状況・クラブの現況・地区会合への出席状況等をガバナーに報告する。
- c) 望ましくは 1 カ月に 1 度、最低でもロータリー年度の各四半期に 1 度は、各クラブを定期的に訪問する。また、クラブ会長やクラブ指導者に会い、クラブの業務、クラブが利用できる資料、支援源、およびクラブ資金を実務的に取り扱うことについて話し合う。
- d) クラブ指導者とガバナーの公式訪問の予定を調整し、計画を立てるにあたって助力し、ガバナーの公式訪問に随行する
- e) クラブ活動の進捗について常にガバナーに報告するとともに、ロータリーの発展を促し、問題に対応する方法を提案する。
- f) クラブが、ガバナーの要請や推奨事項を確実に実行するよう奨励する。
- g) 適切な地区委員会と協力してクラブ・レベルの研修の調整を図る。
- h) DLP と CLP を推進する。
- i) 地区委員の選考に関してガバナーエレクトに助言をする。
- j) 地区大会及びその他の地区会合に出席するとともに、これらへの出席を推進する。
- k) 必要であれば、地区活動や行事に参加する。
- l) 招かれた場合、クラブの例会や協議会や行事に参加する。

- m) 地区チーム・ラーニングセミナーに参加する。
- n) 会長エレクトラーニングセミナー・クラブ・リーダーシップ・ラーニングセミナーおよび地区主催の研修会に出席する。

2) ガバナー補佐の資格

ガバナー補佐の人選における最低基準には以下が含まれる。

- a) 少なくとも 3 年間、名誉会員以外の会員身分でクラブに所属している瑕疵なき会員であること
- b) クラブ会長を全期務めた経験があること
- c) ガバナー補佐の責務を受諾する意思と能力があること
- d) 地区レベルで卓越した業績を上げていること
- e) 将来の地区指導者として有望であること

3) ガバナー補佐の研修

ガバナーエレクトは、地区ラーニングファシリテーター・地区ラーニング委員会と共に、ガバナー補佐の研修プログラムを開催・実施する責務を負う。ガバナー補佐研修プログラムには、以下の項目を含めなければならない。

- a) クラブの活性化のために何をなすべきかを話し合い、CLP と DLP に関して理解を深める。
- b) 「Object of Rotary」を理解し、「サービスの理念」について話し合い、サービスとフェロウシップについて理解を深める。
- c) ガバナー補佐の任務と責務に関して、年間計画を立てる。
- d) ガバナー、ガバナー補佐、地区委員会との効果的コミュニケーションの方法を考え、財務、委員会活動、会員増強・拡大などの地区活動の内容・事柄に関して理解を深める。
- e) RI プログラム・ロータリー財団プログラム・米山記念奨学会プログラムに関して理解を深める。
- f) 本地区目標をガバナーと共に考える。
- g) 効果的な指導力を身に付ける。
- h) RI テーマと **RI** クラブ優秀賞プログラムに関して理解を深める。

4) ガバナー補佐の担当グループおよびクラブ

クラブを、クラブの立地特性、設立経緯、会員数などを勘案し、下記の 10 グループに分割し、各グループを 1 名のガバナー補佐が担当するものとする。

第 1 グループ (4) : 大田原 RC、黒磯 RC、西那須野 RC、~~黒羽 RC~~、大田原中央 RC

第 2 グループ (4) : 烏山 RC、氏家 RC、馬頭小川 RC、高根沢 RC

第 3 グループ A (5) : 宇都宮 RC、宇都宮西 RC、宇都宮北 RC、宇都宮 90 RC、宇都宮陽北 RC

第 3 グループ B (5) : 宇都宮東 RC、宇都宮南 RC、宇都宮陽東 RC、宇都宮陽南 RC、宇都宮さつき RC

第 4 グループ (4) : 真岡 RC、益子 RC、真岡西 RC、下野上三川 RC

第 5 グループ (5) : 小山 RC、小山南 RC、小山東 RC、小山北 RC、小山中央 RC

第 6 グループ (5) : 栃木 RC、栃木西 RC、岩舟 RC、壬生 RC、栃木南 RC、

第 7 グループ (5) : 日光 RC、鹿沼 RC、今市 RC、鹿沼東 RC、~~鹿沼中央 RC~~、今市きぬ RC

第 8 グループ (4) : 足利 RC、足利東 RC、足利西 RC、足利わたらせ RC

第 9 グループ (4) : 佐野 RC、葛生 RC、田沼 RC、佐野東 RC

第 7 条 地区ラーニングファシリテーター

1) 地区ラーニングファシリテーターの任務及び責務

ガバナーは、ガバナーエレクトの推薦に基づいて、地区ラーニングファシリテーターを毎年任命しなければならない。地区ラーニングファシリテーターは、地区ラーニング委員会の委員長を務め、必要に応じて研修会や研修行事の責務を委員に割り当てる。又地区ラーニング委員会は、ガバナー及びガバナーエレクトを補佐して、クラブや地区指導者の研修に当たる責務がある。

2) 地区ラーニングファシリテーターの資格

地区ラーニングファシリテーターとしての最小限の推奨資格要件は、次の通りである。

- a) 少なくとも3年に亘り地区内のクラブに於いて、名誉会員以外の瑕疵なき会員であること
- b) 元ガバナーであること
- c) 地区で定めた地区ラーニングファシリテーターの責務を受託する意思と能力を有すること
- d) 地区ラーニングファシリテーターはガバナーエレクトに対して地区研修に関する責任を負う事を明確に理解していること
- e) 地区ラーニング委員会の委員長を兼ねる。

3) 地区の研修セミナー

地区ラーニングファシリテーターは、地区チーム・ラーニングセミナー、PELS、クラブ・リーダーシップ・ラーニングセミナー、ガバナー補佐の研修、適宜開催される地区内におけるその他の研修行事に関し、ガバナーエレクトの指示を受けてこれを補佐する。

地区ラーニングファシリテーターは、その他、地区委員研修プログラムの立案・実施に就いて、ガバナー及びガバナーエレクトを補佐すると共に、ガバナーや地区委員会と協力し、地区指導者のための研修を開発・運営する。

第8条 地区幹事

ガバナーは地区幹事を任命する。地区幹事はロータリーの知識が豊富で、かつ地区運営に精通し、地区会合の調整・連絡への対応、地区会合の議事録作成、記録の保管などを担当し、ガバナーの職務を秘書役として補佐・支援出来るロータリアンであるべきである。地区幹事の任期は通常3年間とし、合計5年を超えて地区幹事の職を務めてはならない。ガバナーは、必要に応じ、若干名の地区副幹事を任命することが出来る。

第9条 地区会計長及び地区資金委員

ガバナーは、地区会計長及び地区資金委員を任命する。地区会計長は、本地区の地区財務委員会の委員長を務め、クラブの地区送金の額及び地区の管理運営に必要な費用を検討調査し、ガバナーと協力して当該年度の地区予算案を作成の上、クラブ会長会にてその承認を受ける。地区会計長は地区の資金管理に関する全ての業務の責任者となる。

地区会計長は、当該年度の前後各1年間地区資金委員として地区財務委員会の構成員となる。

第10条 ロータリーの友地区代表委員

ガバナーは、友地区代表委員を任命する。友地区代表委員は、RIの公式雑誌のひとつである「月刊ロータリーの友」の「ロータリーの友委員会」に本地区の友地区代表委員として参画する。本地区の代表として「ロータリーの友委員会」との窓口業務を担当し、その購読を推進すると共に、「ロータリーの友」の地区関連情報の受発信に関する業務を併せ担当する。

第11条 元ガバナー

クラブのメンバーである元ガバナーは、本地区の諮問委員となり、本地区運営指針第16条規定の諮問委員会の構成員となる。

ガバナーは、拡大活動、ガバナーエレクトの指導、国際大会の推進、ロータリー情報の提供、及びクラブ会長の要請に基づき特別メンバーとしてクラブ理事会への参加・援助などに、元ガバナーの支援を活用することを、積極的に検討するものとす

る。

第 12 条 地区委員

1) 地区委員・委員長の任期

各地区委員会は原則最低 3 人のメンバーで構成する。地区委員会が効果的であるためには、指導者に継続性が求められる。DLP に基づく地区委員の任期は原則として 3 年間であるが、地区委員を経て副委員長或いは委員長へ就任の場合は、1 年間の任期延長を、副委員長を経て委員長へ就任の場合は、更に 1 年間任期延長が出来るものとする。同一地区委員会における地区委員の任期は、委員・副委員長・委員長通算で最長 6 年を原則とし、各委員会で毎年地区委員のローテーションを計画的に実施するものとする。

2) 地区委員の資格

地区委員の資格要件は、名誉会員以外の会員身分を持ち、本地区内クラブに所属している瑕疵無き会員であること
又、本地区チームの一員として、積極的に活動する意欲のあるロータリー会員でなければならない。地区委員会の委員長には、元ガバナー、元ガバナー補佐、もしくは有能な元地区委員会委員などを含め、地区指導者としての意欲のあるロータリアンの就任が期待される。

3) 地区委員の地区推薦および公募

地区委員の総数は各年度のガバナーエレクトが、地区活動の状況に応じて定めるものとする。ガバナー、ガバナーエレクト及び地区委員会にて推薦された地区委員の候補者を当該所属クラブに提示の上、各クラブから最低 1 名を公募する。

4) 各クラブにおける地区委員候補者選考方法

- a) ガバナーは、各クラブ会長に対し地区委員候補者の推薦をそれぞれの年度の必要数に応じて毎年 10 月までに要請する。
- b) 各クラブ会長は、地区委員推薦に当たり、候補者のクラブ及び地区での活動歴、その他必要事項を別添「地区委員候補者推薦状」に記入し、ガバナーに提出する。
- c) 地区委員候補者の配属先の決定及び各地区委員会の次年度委員長・副委員長の選考は、ガバナー、ガバナーエレクト及び当該年度地区委員長が協議の上決定し、ガバナーエレクトがこれを任命する。

第 13 条 地区委員会部門別カウンセラー

本地区の DLP に基づく地区内クラブ支援体制をより効果的にするため、地区委員会活動に対して適切なる指導・アドバイスを行い、下記各部門の諮問業務を担当するカウンセラーを各 1 名設置する。

ガバナーは、ガバナーエレクトと協議の上、下記の各部門を担当するカウンセラーとして、元ガバナーの中から適任者を選出し年度毎に任命する。

各部門担当のカウンセラーは、地区委員会およびガバナー補佐と緊密に連絡して各クラブを適切に指導支援出来るように、両者間のコーディネーターとしての役割を果たすことが期待される。

- 1) 職業奉仕 (Vocational Service) 部門 :
- 2) クラブ奉仕 (Club Service) 部門 :
- 3) 社会奉仕 (Community Service) 部門
- 4) 国際奉仕 (International Service) 部門
- 5) 青少年奉仕 (Youth Service) 部門 :
- 6) ロータリー財団部門 :
- 7) ロータリー米山記念奨学会部門 :

第2章 地区の組織・運営－委員会

第14条 地区規則手続・立法案検討委員会 (RCOP 17.030.3)

- 1) ~~この委員会は、R I 組織規定に関する指名ならびに選挙、その他の事柄に関してガバナーに助言し、援助する。~~
- 2) 委員会は、ガバナーを通して規定審議会での組織規定変更に関する情報を地区内クラブに周知する。
(R I 定款・細則、標準ロータリークラブ定款、R I 理事会決定等の決定に伴うロータリー章典変更事項)
- 3) 委員会は、ガバナーの要請により、地区運営指針と国際ロータリー組織規定との整合性を検討しガバナーに答申する。
- 4) 委員会は、クラブ並びに地区より提出された制定案及び決議案について検討する。
- 5) 委員会の構成は、ガバナーが任命し 任期は3年、再任は妨げない。

第15条 地区運営委員会

ガバナーは、RI 理事会により、本地区における全ての運営の責任と権限を与えられているが、その職務を効果的且つ円滑に推進するために、本地区に「**地区運営委員会**」を設置する。

- 1) 本委員会は、ガバナーの判断に基づき、必要に応じてガバナーにより招集・開催され、ガバナーが議長となり次の事項を審議する。議事は出席した運営委員会構成員の過半数を以って決し、可否同数の場合には議長がこれを決する。
 - a) 地区の組織、役員人事、地区運営の基本方針及び地区予算案
 - b) 地区大会に上程すべき決議案件
 - c) 地区運営に関するクラブからの提案事項
 - d) その他地区運営に係わる重要事項
- 2) 本委員会の構成員は次の通りとする。
 - a) ガバナー
 - b) 諮問委員
 - c) ガバナーエレクト
 - d) ガバナーノミニー
 - e) ガバナー補佐
 - f) 地区委員会委員長：職業奉仕委員長、クラブ奉仕委員長、社会奉仕委員長、国際奉仕委員長、青少年奉仕委員長、ロータリー財団委員長、ロータリー米山記念奨学会委員長、公共イメージ委員会委員長、DX推進委員長、ローターアクト委員長（ロータリアン）
- 3) 運営委員会の事務局として、地区幹事・地区会計長・地区資金委員は運営委員会に出席する。

第16条 地区諮問委員会

本地区は、ガバナーの職務執行に当たり、ガバナーの諮問に応じて助言及び支援を行う地区諮問委員会を設置するものとする。本委員会は、クラブの正会員である元ガバナー全員、ガバナー、ガバナーエレクト及びガバナーノミニー、ガバナーノミニー・デジクネットによって構成され、ガバナーの要請により開催されるものとする。

国際協議会で討議され、発表された事項をガバナーエレクトが現ガバナーと元ガバナーに報告するためガバナーは、国際協議会后1カ月以内に、本委員会を招集開催するものとする。

本委員会の事務局として、地区幹事・地区会計長・地区資金委員は地区諮問委員会に出席する。

第 17 条 地区ガバナー指名委員会

本地区は、RI 細則第 12 条「ガバナーの指名と選挙」に基づき、ガバナー指名委員会を設置する。本委員会は、クラブの正会員である直近の 5 人の元ガバナーにより構成され、RI 細則の手続きに従い、ガバナーノミニーを選出する。

本委員会は、1 名のパストガバナーを副ガバナーに選出する。副ガバナーの役割は、ガバナーが一時的あるいは恒久的にガバナーとしての任務の続行が不可能となった場合に、ガバナーの後任となることである。（RI 細則第 16 条.060.1）

第 18 条 地区財務委員会

本委員会は、地区会計長を委員長とし、地区資金委員を構成員として編成する。本委員会の主たる任務と責務は次の通りとする。

- 1) ガバナーと協力して、地区運営委員会宛ての地区運営予算案を作成し、PELS、クラブ・リーダーシップ・ラーニングセミナー、又は臨時の当該予算年度のクラブ会長会開催の少なくとも 4 週間前までにこれをクラブに提出し、PELS、クラブ・リーダーシップ・ラーニングセミナー、又は臨時の当該予算年度のクラブ会長会の、いずれかで承認を受ける。
- 2) 賦課金の額を検討し、推奨額を決める。すべての賦課金は、PELS、クラブ・リーダーシップ・ラーニングセミナー、又は臨時の当該予算年度のクラブ会長会で、会長の 4 分の 3、または地区大会に出席し投票する選挙人の多数決をもって承認を得なければならない。
- 3) 地区資金収支の正確な記録が維持されていることを確認する。
- 4) ローター年度終了後 3 カ月以内にクラブに提示するために、資格を備えた会計士による独立監査を受けた地区の年次財務表及び報告書を作成する。
- 5) 地区会計長は、ガバナーと共に、地区資金の銀行口座の署名人となるものとする。銀行口座よりの資金の引き出し及び資金の支払いには両人の署名が必要となる。銀行口座は地区の名義で設けるものとする。

第 19 条 地区ラーニング委員会

ガバナーは、地区ラーニングファシリテーターを委員長とする本委員会を設置する。本委員会は、ガバナー及びガバナーエレクトを補佐して、地区内クラブ及びガバナー補佐を含む地区指導者の研修に当たる責務がある。委員は、ロータリー情報に精通したクラブ会長経験者で、ガバナー補佐経験者が望ましい。

本委員会の具体的任務及び責務は次の通りである。

- 1) 本委員会は、各会合の招集者に対して責任を負うという点を明確に理解していなければならない。
- 2) 本委員会は、現ロータリー年度の地区内における以下の研修ニーズについて、ガバナーエレクトと協力すべきである。
 - a) PELS
 - b) クラブ・リーダーシップ・ラーニングセミナー
 - c) 地区チーム・ラーニングセミナー（ガバナー補佐の研修を含む）
 - d) 適宜、地区内におけるその他の研修行事
- 3) 本委員会は、現ロータリー年度の地区内における以下の研修ニーズについて、ガバナーと協力すべきである。
 - a) 地区指導者育成セミナー
 - b) クラブ・レベルの研修
 - c) 適宜、地区内におけるその他の研修行事
- 4) 本委員会はまた、地区ロータリー財団セミナーと地区会員増強セミナーの二次的責任を持つことがある。これらの会合の第一責任は、該当する地区委員会が負う。地区ラーニング委員会は、研修に関連した事柄について助言をすることもで

きる。

5) 会合の招集者の指示の下、本委員会は以下に挙げる事項の1 つもしくはそれ以上に責任を持つ。

- a) プログラムの内容 (RI 理事会推奨のカリキュラムに準拠)
- b) 研修の実施
- c) 講演者やその他のボランティア探し
- d) ラーニングファシリテーターの準備・研修
- e) プログラムの評価
- f) 諸準備

第 20 条 地区拡大委員会

本委員会は、ガバナーの監督の下、地区内に新しいクラブを結成する計画を立て、実行するものとする。委員長には、元ガバナーあるいはガバナーノミニーを任命する。

本委員会の任務および責務は次の通りとする。

- 1) 新クラブ結成の条件を備えている地域社会を探し出す。
- 2) 既存クラブによる地域社会への奉仕に影響を与えず、追加の新クラブを創設できる可能性のある地域社会を探し出す。
- 3) 新クラブの結成と設立を助ける。

第 21 条 地区公共イメージ委員会

1) 本委員会の目的は、ロータリーを一般市民に広報し、ロータリー活動への理解、評価、支援を推進する。本委員会は、一般社会に向けての効果的な広報活動により、ロータリーの正しい理解を広げることがロータリーにとって望ましく、且つ、ロータリー活動に不可欠な目標であることを地区内ロータリアンが広く認識することを推進する。本委員会委員の望ましい資格は次の通りとする。

- a) クラブ広報委員長としての経験を有する者を優先すべきである。
 - b) 会員の職業や専門職務として、報道、広報、またはマーケティングの技能を備えた者を優先すべきである。
- 2) 本委員会の具体的任務および責務は次の通りとする。
- a) 広報活動を優先させるようクラブを奨励する。
 - b) 報道機関、地域社会のリーダー、ロータリー・プログラムの受益者など、外部の人々への広報活動を推進する。
 - c) 地区プロジェクトや行事でニュースに値する話題を報道機関に伝える。
 - d) ガバナーや他の重要な委員会委員長との連絡を維持し、地区プロジェクトや活動の事情を常に把握する。
 - e) RI の広報資料をクラブに配布する。
 - f) クラブ広報の重要性について個々のクラブに説明する機会を得るよう努める。

第 22 条 DX 推進委員会 (Digital Transformation : デジタル トランスフォーメーション)

ガバナーは、DX 推進委員長を任命する。DX 推進委員会は、地区内クラブの IT 化を支援・推進しクラブセントラルへの情報発信並びに地区内外クラブとの情報交換を支援する。またソーシャルメディアを活用し、より効果的な地区内外とのデジタルコミュニケーションの普及充実に努め、本地区のデジタル化推進、活性化のための業務を担当する。また、本地区のホーム・ページの維持管理を担当する。

第 23 条 ローターアクト委員会

本委員会の目的は、ロータリアンとローターアクトによって構成され、標準ローターアクトクラブ定款に基づき設立された、地区内のローターアクトクラブを支援する。（ロータリー章典 17.030.2.14）

1) ローターアクトクラブを支援するために、次の通りの任務と役割を負う

- a) ローターアクトに関する地区全体の活動の調整支援する
- b) ガバナー補佐やクラブとの連携が密となるように調整支援する
- c) ローターアクトクラブ会員の研修をクラブとともに行う
- d) ローターアクトクラブの新規結成を支援する

2) ガバナーに任命された地区ローターアクト委員長（ロータリアン）と、地区内のローターアクトクラブにより選出された地区ローターアクト代表（ローターアクト）が、この委員会の共同委員長を務める。

第 23 条の 2 （ローターアクト奉仕基金）（ロータリー章典 12 条）

1) ガバナーは、地区奉仕プロジェクトのための募金用に地区ローターアクト奉仕基金を設置することができる。

2) ガバナーは、地区基金の調達と管理を担当する地区基金委員会を任命しなければならない。この委員会は、地区ローターアクト委員会委員である少なくとも 1 名のローターアクト及び 1 名のロータリアンによって構成されるものとする。

3) 地区奉仕基金は、その基金が地区ローターアクト組織の財産であって、特定のローターアクト個人又はローターアクトクラブの専有財産でない旨を明記した銀行預金口座に保管されなければならない。

4) ガバナーは、本条の施行に必要な事項について、別途定めることができる。

第 24 条 地区大会委員会

1) ガバナーは、本地区における地区大会を開催するため、地区大会への出席者数が最多となるよう地区大会を計画、推進し、地区大会開催に必要な全ての手配を行うことを目的とする本委員会を設置する。本委員会は、ガバナー、地区幹事、地区資金委員長を構成員として組織し、地区大会をホストするホスト・クラブ（コホスト・クラブを含む）を決定する。

2) ガバナーは、地区大会のホスト・クラブ会長と相談の上地区大会幹事を任命する。地区大会幹事の任務は、地区大会の計画を策定し、これを実行する組織を編成すると共に、地区大会記録の作成についてガバナーに協力することである。

3) ガバナーは、RI 細則に基づく地区大会開催のため、本地区の元ガバナーを委員長とする次の大会各種委員会を設置する。

~~a) プログラム委員会~~

~~b) 広報委員会~~

a) 選挙管理委員会

b) 資格審査委員会

c) 決議委員会

d) 登録委員会

第 25 条 RI 国際大会参加推進委員会

本委員会の目的は、ロータリアンに年次 RI 国際大会への出席を推進するものとする。委員の資格としては、RI 国際大会に少なくとも 1 度は出席したことのあるロータリアンを、又 会員の職業や専門職務として、マーケティングのスキルを備えた者を優先すべきである。

本委員会の任務および責務は次の通りである。

a) 国際大会を推進するため、クラブと地区の会合に出席する。

b) 国際大会の資料や情報に関する地元の支援源としての役割を果たす。

c) 必要な場合には、国際大会関連の重要な資料を地元の言語に翻訳する。

d) 登録する可能性のある人々を特定し、Eメールや書簡、その他の通信手段を用いて登録を推進する。

第26条 職業奉仕 (Vocational Service) 部門

本部門の目的は、本地区の全てのロータリアンが「Object of Rotary」を理解・認知し、ロータリーの根幹である職業奉仕に対する造詣を深め、ロータリアン一人ひとりの職業を通してロータリーのサービス活動が実現できるように、ロータリアンの倫理意識と高潔性を喚起し、「サービスの理念」を推進することである。本目的のため次の委員会を置く。

職業奉仕 (Vocational Service) 委員会

本委員会の目的は、「Object of Rotary」をロータリアンが遂行・実現するための方策を話し合い、ロータリアンに、「サービスの理念」を研鑽・理解する機会を創り、提供することである。

第27条 クラブ奉仕 (Club Service) 部門

本部門の目的は、ロータリアンがクラブでのロータリー活動を理解し、これに意欲的に参加する方策を考案・実行し、クラブに具体的な支援と指導を行うことである。本目的のため次の委員会を置く。

クラブ奉仕 (Club Service) 委員会

本委員会の目的は、「活力あるクラブ」(Effective Rotary Club)実現の支援と指導のために、次の委員会を置く。

a) ロータリー情報委員会

本委員会の目的は、本地区全てのロータリアンのロータリー活動に関する知識と理解を深めるために、ロータリーに関する幅広い情報を収集し、これをクラブに紹介・解説し、RIの方向性を示し、クラブ及びロータリアン一人ひとりのロータリー活動を支援することである。

b) 会員組織委員会

本委員会の目的は、地区にふさわしい会員増強策・会員維持策を策定し、これを推進、実施することである。

c) クラブ例会プログラム委員会

本委員会の目的は、クラブ例会プログラムの計画が円滑に行われるように情報を収集・紹介し、卓話者の紹介、ロータリー特別月間の地区委員会からの卓話者派遣の調整など行いクラブを支援することである。

第28条 社会奉仕 (Community Service) 部門

本委員会の目的は、日本国内の地域社会奉仕プログラム（活動）の企画・立案・推進と運営に関与し、プログラムに参加するクラブに具体的な支援と指導を行うことである。

本委員会委員の資格に関しては、プログラム(活動)について地区又はクラブでの経験を有する会員を優先すべきである。

第29条 国際社奉仕 (International Service) 部門

本委員会の目的は、国際社会における社会奉仕プログラム(活動)の企画・立案・推進と運営に関与し、プログラムに参加するクラブに具体的な支援と指導を行うことである。

本委員会委員の資格に関しては、プログラム(活動)について地区又はクラブでの経験を有する会員を優先すべきである。

尚、本委員会の活動に、ロータリー財団の各種支援補助金を有効に活用するため、プログラムの策定・推進に当たっては、地区ロータリー財団部門の関係委員会と密接なる協働体制を構築することが望まれる。

第30条 青少年奉仕 (Youth Service) 部門

青少年奉仕 (Youth Service) 委員会

本委員会の目的は、RIが目指す次世代を担う青少年の育成・教化プログラムの推進である。青少年が倫理観を持ち社

会的に自立した個人として成長することを期待し、青少年の現在の生活の充実と将来への成長の両面からこれを支援する為、クラブと協力して、地域に密着した青少年育成の為のプログラムを、策定・実施することを目指し、具体的な支援と指導を行うために次の委員会を置く。

a) 青少年交換委員会

本委員会は、「青少年の保護」(RCOP2.120)に基づき、2015年7月1日付にて改定された「国際ロータリー第2550地区 危機管理委員会設置規定」を参考に運営し、多くのロータリアンが青少年交換活動に参加するよう奨励する責務がある。

b) RYLA (ロータリー青少年指導者養成プログラム) 委員会

本委員会は、「ロータリー青少年指導者養成プログラムの目標」(RCOP41.060.)に基づき運営し、多くのロータリアンがRYLA活動に参加するよう奨励する責務がある。

d) インターアクト委員会

本委員会は、RCOP41.010.に基づき責務を遂行するよう奨励されている。

第31条 ロータリー財団部門

ロータリー財団委員会

本委員会の目的は、ロータリアン一人ひとりが財団のプログラムを理解し意欲的に参加する方策を考案・実行し、クラブに具体的な支援と指導を行うことである。この目的のために次の委員会を置く。ロータリー財団委員長は、3年任期で任命され、パストガバナーが務めることがRIでは推奨されている。ただし、当地区では、その限りではない。

下記をロータリー財団活動の七つの重点分野と位置付け、グローバル補助金プロジェクト・奨学金・職業研修チームとしての認定の為には、この重点分野の何れかに関連した具体的目標を目指したものであることが必要要件である。

- 平和と紛争予防/紛争解決
- 疾病予防と治療
- 水と衛生設備
- 母子の健康
- 基本的教育と識字率向上
- 経済と地域社会の発展
- 環境の保全

本委員会は、ガバナー・地区財団委員長・および小委員会よりなる。補助金管理セミナー等の研修会を主催し、クラブに対する啓発活動を勧める。クラブに具体的な支援と指導を行うために次の小委員会を置く。

1) ポリオ・プラス小委員会 (財団章典 25.020.1 より)

ポリオ根絶に向けたロータリーの取り組みを支援し、全てのロータリアンによるポリオ・プラス活動への参加を奨励することを担当する。

2) 補助金小委員会 (財団章典 25.020.2 より)

補助金小委員会は、地区補助金とグローバル補助金の実施及びロータリー平和センタープログラムへの参加の推進と奨励を担当する。

3) 寄付推進並びに恒久基金/大口寄付推進小委員会 (財団章典 25.020.3 より)

地区の寄付推進計画を監督し、クラブが年次基金と恒久基金の寄付目標を設定して達成できるよう支援することを担当する。

4) 資金管理小委員会（財団章典 25.020.4 より）

ロータリー財団の補助金を慎重かつ責任を持って管理を徹底させ、ロータリアンに適切で効果的な補助金管理の情報や研修を提供することを担当する。

5) ロータリー平和フェロースhip小委員会（財団章典 25.020.5 より）

ロータリー平和フェロースhip候補者の募集、支援、推薦における責任を有し担当する。

6) ロータリー財団学友小委員会（財団章典 61.030 より）

研究グループ交換（GSE）、地区補助金奨学生、グローバル補助金奨学生、職業研修チーム（VTT）修了生、ロータリー平和フェロースhip等の当初目的を終了した社会人並びに学生ロータリアンとで構成され情報交換並びに様々な経験を共有しながら親睦を図る。

第 32 条 ロータリー米山記念奨学会部門

本部門の目的は、ロータリアン一人ひとりが米山記念奨学会のプログラムを理解し意欲的に参加する方策を考案・実行し、ロータリークラブに具体的な支援と指導を行うことである。この目的のために次の委員会を置く。

1) 米山記念奨学会委員会

奨学生に対する充実した指導や助言を行い、奨学生と世話クラブ及びカウンセラー、そして留学生該当大学との円滑なコミュニケーションをはかれるよう協力調整する。

2) 米山記念奨学会学友委員会

学友との連絡及び連携の充実に当たる。

3) 米山記念奨学会資金推進委員会

奨学寄附金の確保充実に計る。

4) 米山記念奨学会選考委員会

奨学生の選考。

第 33 条 地区危機管理委員会

本委員会は、2015 年 2 月 1 日付にて施行された「国際ロータリー第 2550 地区 危機管理委員会設置規定」に基づき設置され、同規定に従い、新世代対象プログラムの推進に当たり危機の管理を行うものとする。

第 34 条 戦略計画委員会

1) 本委員会の目的は、RI が 2010 年度より導入を決定した「RI 戦略計画」に基づき、地区及びクラブにおける戦略計画の立案と推進を支援することである。この目的のための本委員会の委員構成は、ガバナー、直前ガバナー、ガバナーエレクト、ガバナーノミニとし、事務局として 1 名の地区幹事が出席する。同委員会委員長はガバナーとし、研修リーダーを含むパストガバナー、同地区各委員長をオブザーバーとして同委員会へ召集することができる。

2) 「RI 戦略計画」目標

ロータリーがこれからもダイナミックな組織でありつづけ、世界中の地域社会に貢献していくための将来への指針となるのが、ロータリーの戦略計画であり、ビジョン声明です。その優先事項は 下記の通りとする。

- ・より大きなインパクトをもたらす
- ・参加者の基盤を広げる

・参加者の積極的なかわりを促す

・適応力を高める

3) 「RI 戦略計画」に於いて重視される「ロータリーの中核的価値観」

ロータリーの中核的価値観は、ロータリー組織の基本原則を表すものである。これらの価値観は、ロータリーのリーダーの目的と方向性を導くものであり、戦略計画においても重要なものとなる。

・奉仕 (Service)

・親睦 (Fellowship)

・多様性 (Diversity)

・高潔性 (Integrity)

・リーダーシップ (Leadership)

4) 上記目標を達成するため、地区内における多様な課題について検討し、諮問委員会並びに運営委員会に諮る。

第 35 条 ロータリーリーダーシップ研究会 (Rotary Leadership Institute-RLI) 委員会

1) 地区ガバナーは、RLI を当地区で開始する為の準備・基礎作りを主目的とし、本委員会を地区委員会の一つとして設置し、下記小委員会の委員長、副委員長、委員を任命する。

a) ロータリーリーダーシップ研究会 (RLI) 運営委員会

b) ディスカッションリーダー (DL) 委員会

尚、RLI は 1992 年ロータリアンの指導力開発を目指し、下記「理念と目的」の基に設立された。また RLI は、RI により承認された多地区合同プログラムである。

理念：質の高いリーダーシップの研修を通して、クラブの活性化を願う多地区合同の草の根運動である。

目的：ロータリアンの自主性と卓越した指導性を涵養し、クラブの刷新性と柔軟性を育て、ロータリーを活性化することを目的とする。

第 3 章 地区の組織・運営 - 事務所

第 36 条 地区事務所の設置

本地区ガバナーは、本地区の運営管理及び地区ガバナーの職務を継続的且つ効率的に遂行するため、恒久的な地区事務所を宇都宮市に設置するものとする。この地区事務所は本地区の運営・活動の拠点となるものであり、地区ガバナーはこの事務所の維持管理の最終責任者である。

1) 地区事務所の所在地

栃木県宇都宮市宿郷 5-21-15 ヘルヴィ宇都宮内

2) 地区事務所運営・管理

地区事務所運営・管理の最終責任者は地区ガバナーとするも、管理責任者は地区幹事とする。地区事務所には、事務職員を恒久的に配置し、地区運営に関する全ての事務処理を行う。

3) 地区事務所経費

地区事務所経費は、地区予算の対象項目とし、地区の年次予算として地区内クラブ会長の承認の上予算執行するものとする。

4) 地区ガバナー事務所

本地区ガバナー事務所は、地区事務所に併設するものとし、その経費は地区事務所経費の1項目に含め、地区の年度予算として執行する。

5) ガバナーエレクト事務所

本地区ガバナーエレクト事務所は、地区事務所に併設するものとし、その経費は地区ガバナー事務所の経費と同様に処理するものとする。

第4章 附 則

第37条 本地区規約の施行及び改定

- 1) 本地区規約改定は、2025年7月1日より施行するものとする。但し、2024-25ローター一年度の本地区運営は、原則現行規定の通りとする。
- 2) 本地区規約の改定は、ガバナーが必要に応じ地区規則手続・立法案検討委員会に改訂を要請する。地区規則手続・立法案検討委委員会が作成した改定案は、運営委員会に報告・審議する。

2008年7月1日 施行

2008年9月21日改定

2011年12月4日改定

2013年4月14日改定

2014年7月13日改定

2015年7月 5日改定

2016年4月 1日改定

2017年4月 7日改定

2017年7月 1日改定

2018年7月 1日改定

2019年7月 1日改定

2020年7月 1日改定

2021年7月 1日改定

2022年7月 3日改定

2023年7月 1日改定

2024年7月 7日改定

2025年7月 6日改定